鎌倉市生涯学習プラン

令和3年(2021年)3月

鎌倉市教育委員会

目 次

鎌倉	 	1
1	生涯学習プランの位置付け	2
2	生涯学習プランの基本目標と施策の方針	7
	施策の方針 1 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	施策の方針 2 ···································	12
	施策の方針3世界に誇る歴史的遺産と豊かな自然を活用した学習環境を整備します。	14
	施策の方針4 学習成果を生かし、地域の文化を高め、市民が主体の個性あるまちづくりを推進します。	16
	施策の方針5 今日的課題に取組む学習活動を支援し、幅広く多様な学習機会の提供 を図ります。	18
資料		
1	策定経過等 鎌倉市社会教育委員条例···· 鎌倉市社会教育委員会議規程··· 鎌倉市社会教育委員名簿··· 鎌倉市生涯学習プラン策定の経過···	···22 ···24

2 参考データ等

(1)	子育てにあたって地域に求めること26
(2)	生涯学習の状況について26
(3)	学習をした理由27
(4)	講座の提供場所27
(5)	学習成果の活用状況28
(6)	今後学習したい内容28
(7)	社会への貢献意識29
(8)	地域社会での活動への参加を促す方策29
(9)	社会への貢献内容30
(10)	第 10 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理31

鎌倉市生涯学習プランの改訂にあたって

鎌倉市教育委員会では、歴史ある自然と地域の特性を生かしながら、豊かな「生涯学習社会」の創造を目指して、平成6年(1994年)に生涯学習の基本となる考えを示した「鎌倉市生涯学習プラン」(以下「プラン」といいます。)を策定し、社会情勢の変化に応じて平成12年(2000年)と平成22年(2010年)に改訂を行いました。

平成 18 年 (2006 年) 12 月に教育基本法が改正され、第3条に「生涯学習の理念」が明確化され、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図らなければならない。」と規定されました。

「生涯学習社会」における学習には、学校教育や社会教育など意図的・組織的に行われる学習活動だけでなく、スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、余暇活動、ボランティア活動など様々な学習活動を含んでいます。こうした活動の場も、小・中学校、高等学校、大学、生涯学習センター、図書館、博物館、美術館、スポーツ施設、カルチャーセンターなどの民間教育機関など多岐にわたっています。

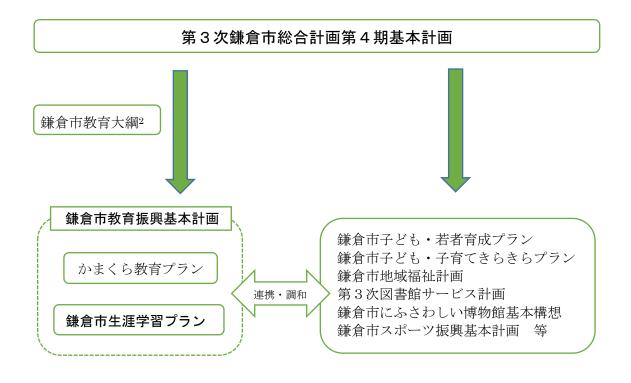
今後は高齢化社会がさらに進行することが見込まれており、人生 100 年を視野に入れた、子どもから高齢者まですべての人々が活躍できる社会の実現が求められています。

ともに学び、ともに語り、ともに楽しむことを通して、より豊かな人間関係を培い、 生きていることの充実感を市民一人ひとりが実感できる「生涯学習社会」の創造を目 指して、第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画の計画期間に合わせ、令和3年度(2021 年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間を計画期間として、プランの改訂を 行いました。

> 令和3年(2021年)3月 鎌倉市教育委員会

1 生涯学習プランの位置付け

このプランは、第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画(以下「基本計画」といいます。)の下、本市の学校教育における基本方針を目標に定めた「かまくら教育プラン」とともに、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項1の規定に基づき、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画である「鎌倉市教育振興基本計画」を構成する計画として位置付けられ、他の行政計画と連携・調和を図っています。



^{1【}教育基本法第17条第2項】地方公共団体は、<u>前項</u>の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、 当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなけ ればならない。

[【]教育基本法第17条第1項】政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

^{2【}鎌倉市教育大綱】地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3の規定に基づき、鎌倉市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたもの。

基本計画は、令和2年度(2020年度)から令和7年度(2025年度)までの6年間を計画期間とし、「市民自治」、「行財政運営」、「防災・減災」、「歴史的遺産と共生するまちづくり」を6つの将来目標を支えるための基本となる考え方として位置付け、「つながる鎌倉条例」3や「鎌倉市共生社会4の実現を目指す条例」の制定を踏まえ、SDGs、共創5、共生の視点に配慮しながら推進していくものです。

この基本計画において、生涯学習については「生涯学習環境の整備・充実」を 施策の方針とし、市民が主体的に学び合う環境を整えるとともに、地域のつなが りを創出することとしています。

一方、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3の規定に基づき、本市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めた「鎌倉市教育大綱」は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までを対象期間としています。

このプランは、これらの計画期間内における施策展開等を考慮して計画期間を 定めました。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画(R2~R7				2~R7)		
	鎌倉市教育大綱 (R2~R6)					
鎌倉市生涯学			ョプラン (R	3~R7)		

³【つながる鎌倉条例】市民活動及び協働の活性化に必要な環境を整え、魅力と活力にあふれる 地域社会の実現に寄与することを目的として、市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本 となる事項を定めた条例。(平成 31 年 1 月 3 日公布・施行)

^{4【}共生社会】様々な人々が、分け隔てなく暮らしていく社会。

^{5【}共創】行政、市民、企業、大学などの様々な団体が、相互の知恵やノウハウを結集して、新たな価値観やサービスなどを創りだしていくこと。

(1) 基本計画における生涯学習分野について

平成27年(2015年)9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」に おいて、令和12年(2030年)までの持続可能な開発目標(SDGs:

Sustainable Development Goals) が採択されました。これは、産業革命以降 急激に活発化した人間活動により、経済、社会の基盤である地球の持続可能性 が危ぶまれていることに端を発したもので、持続可能な世界を実現するための 世界共通の目標は、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

本市は、平成30年(2018年)に国(内閣府地方創生推進事務局)にSDGs未来都市に選定されました。また、令和2年度から令和7年度を計画期間とする第4期基本計画を「SDGs」「共生」「共創」の視点に配慮し、策定しました。

◆目標とするまちの姿◆

だれもが手軽に地域の学習資料を利用できる環境が整備されています。 教育機関・企業などとの連携により、多様な学習プログラムが提供され、 いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、世代を超えて市民同 士がふれあうことができる生涯学習が推進されています。

◆主な取組◆

(1) 豊かな資源を生かした生涯学習の推進

市民のだれもが、いつでも手軽に学習できる環境を整えるため、生涯 習施設の管理・運営を充実させます。また、教育機関・企業との連携に より資料の収集及び保存方法を充実させ、市民の学習資料として提供す ることにより、質の高い生涯学習を推進していきます。

(2) 多様な生涯学習機会の提供と周知

人生 100 年時代を迎える中で、多世代の多様な生涯学習のニーズに対応するため、市が主催する学習講座に加え、教育機関・企業や市民団体・地域団体における講座・イベント等を幅広く紹介し、市民の生涯学習参加の機会の充実を図るとともに、世代を超えて市民同士がふれあい、交流できる学習交流の機会を提供します。

(2) 生涯学習SDGsの達成に向けた取組の方向性

SDGsにおける教育の達成目標は、「4質の高い教育をみんなに」とあるように、学習プログラム、内容、機材、環境、教授法、学習者の意欲、成果などが充実している教育を目標としています。

本市においても、市民が主体的に学びあう環境を整備・充実することで、 多くの学習の機会を生み、質の高い生涯学習が推進されるまちの実現を目指 し、学び続ける学習環境をつくる取組みを行っていきます。

SUSTAINABLE GOALS



出典 国連広報センターホームページ

4 質の高い教育を みんなに 4. 7	【目標4】 すべての人々に包摂的6かつ公平で質の高い教育を提供 し、生涯学習の機会を促進する	
SDGsの ゴール・ ターゲット	2030年までに、持続可能な開発と持続可能なライフスタイル、人権、ジェンダー平等、平和と非暴力の文化、グローバル市民、および文化的多様性と文化が持続可能な開発にもたらす貢献の理解などの教育を通じて、すべて、学習者が持続可能な開発を推進するための知識とスキルを獲得するようにする。	
第4期基本計画 施策の方針	生涯学習環境の整備・充実	
市としての取組みの方向性	だれもが生涯にわたり、あらゆる機会、場所において、学習することのできる生涯学習社会の実現が求められています。市民が主体的に学びあう環境を整え、充実することで、質の高い生涯学習が推進されるまちを実現します。	

(3) 成果指標について

第4期基本計画の施策の方針「生涯学習環境の整備・充実」の成果指標では、生涯学習に取組んでいる市民の割合と市が主催する生涯学習事業(講座・イベント)への参加者の満足度を成果指標として設定し、アンケート調査の結果を用いて進行管理を行っていきます。

^{6【}包摂的】言葉の通り「包み込む」こと。社会政策的な意味では、障がいや疾病、その他の社会生活上の困難がある人を含め、すべての人々を社会の一員として受入れ、支え合うこと。

2 生涯学習プランの基本目標と施策の方針

生涯学習の基本目標は、市民主導の学習の推進、市民一人ひとりの学習活動への支援、生涯学習の一体的推進、学習成果の活用と社会参加の促進、市民との協働による生涯学習の振興、生涯学習による豊かな地域づくりなど、本市の特性を生かした視点を基礎にして設定しました。

このプランでは、豊かな「生涯学習社会」の創造を目指すため、3つの基本目標と5つの施策の方針を定めます。

◆基本目標◆

- 1 個性を尊重し、より豊かに生きることができる生涯学習の推進
- 2 出会いと学びを大切にした、活力ある地域社会の創造
- 3 自然環境や豊かな歴史遺産・文化の継承と新たな市民文化の創造

◆施策の方針◆

- 1 地域住民・家庭・学校の連携を促進し、次世代を担う子どもたちの心を育み、魅力と活力のある地域社会を創造します。
- 2 生涯学習センター等を活用した学習環境を充実し、市民の学びを支援します。
- 3 世界に誇る歴史的遺産と豊かな自然を活用した学習環境を整備します。
- 4 学習成果を生かし、地域の文化を高め、市民が主体の個性あるまちづく りを推進します。
- 5 今日的課題に取組む学習活動を支援し、幅広く多様な学習機会の提供を 図ります。

◆施策の方針 1 ◆

地域住民・家庭・学校の連携を促進し、次世代を担う子どもたちの心を育み、魅力と活力のある地域社会を創造します。

◆現状と課題◆

子どもの健やかな育ちの基盤は、家庭です。少子高齢化、核家族化、保護者の就労の増加によって、地域とのつながりが希薄になり、地域や家庭の教育力の低下がこれまでも課題とされてきました。子ども会など地域活動団体が縮小し、子どもを持つ親が身近な人から子育てを学んだり、助け合う機会が減少していることから、子どもを育てていく上での育児不安や精神的な孤独を抱える悩みも増えています。

そのような中、親の価値観は多様化し、学校などに対しての期待や要求が変化している現状があります。家庭、学校だけが教育の責任を負うものではありません。家庭という小さな社会の価値観を基盤としつつも、子どもが多くの人と交わることは、社会性を身につけ、他人への思いやりを持つ機会となります。

また、高齢者が社会との関わりから疎遠になっていくことも増えています。高齢者は、自身が持つ知識や意欲が社会に還元され、地域全体で子どもたちを育てていく意識を持つことによって生きがいを感じ、健康を維持していくことも期待されます。

地域住民がつながりを深め、次世代を生きる子どもたちを交えて活力の ある地域を作り、生き生きとした生活を送ることができるよう、地域住民・ 家庭・学校が連携し、社会全体で子どもたちを育てていくことが不可欠です。

◆施策の方向◆

(1) 体験的な活動機会の充実

自然体験や生活体験が豊富な子どもほど、基本的な生活習慣や自立心が身についているという傾向が明らかになっています。地域の団体などと連携し、子どもたちの様々な体験ができる活動機会の充実を図ります。

(2) 地域における世代間交流の促進

異年齢の子ども同士や子ども、保護者、高齢者など、幅広い世代間の交流を通して子どもたちの社会性や豊かな人間性を培い、居住地域への愛着や分け隔てのない他者への理解を深めます。

(3) 地域住民・家庭・学校の連携

これからの時代を生きる子どもたちが、生活に必要な知識、意欲、規範 意識、道徳心などを育み、望ましい人間形成を図ることができるよう、地 域住民・家庭・学校がそれぞれの役割を認識し、連携を図ります。

(4) 子どもたちを健全に育成する体制の整備

子どもたちを取り巻く様々な問題に対処し、安心して健全な生活を送ることができるよう、社会教育関係団体や青少年団体と連携した体制を 充実していきます。

(5) 家庭教育の充実

家庭における教育の大切さを啓発するとともに、地域全体での子育て支援の促進を図ります。また、共働きの家庭の増加に伴い、園の開放や行事参加時の子育て相談、放課後や学校休業日に子どもたちを育む支援などを進めます。

(6) 地域全体での子育て支援の促進

多くの地域住民が、子どもたちの成長を支える活動に参画するための 基盤を整備していくことが重要です。支援を必要とする人へのアプロー チができるよう、コミュニティづくりを促進します。

(7) キャリア教育の充実

将来を担う子どもたち一人ひとりが、社会的、職業的自立に向け、望ま しい職業観を身につけ、激しく変化する社会機能や産業構造に対応し、職 業体験などの学びを通して自分らしい生き方を見つけることができるよ う、キャリア教育7の充実に努めます。

^{7【}キャリア教育】一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達(社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を 実現していく過程)を促す教育。









◆施策の方針2◆

生涯学習センター等を活用した学習環境を充実し、市民の学びを支援します。

◆現状と課題◆

これまで本市の生涯学習センターなどでは、いつでも、どこでも、だれでも自由に学習機会を選択し、学ぶことができ、豊かな人生を送ることができるよう、講座・イベント・展示などの事業を実施し、それぞれの施設の機能を生かしながら、市民ニーズに応えてきました。これからも、魅力ある施設の存在は欠かせません。

しかし、生涯学習センターや図書館は、昭和 40~50 年代に建設されているものが多く、築 30~40 年を超え、施設の老朽化が課題となっています。本市が所有する建築物のうち、築 30~40 年以上の建築物は、全体の 3 分の2 を占めています。

この先の財政事情を考慮すると、公共施設には、今までの枠組みにとらわれない考え方が求められます。平成27年(2015年)には「鎌倉市公共施設再編計画」が策定され、公共施設のあり方が検討されています。それは、学校施設等の教育資源の活用をはじめ、現在ある施設などの複合化や民営化を図ることも視野に入れた公共施設のあり方を進めていくものです。

◆施策の方向◆

(1) 生涯学習センター等の学習環境の充実

市民のだれもが、いつでも手軽に学習できる環境を整えるため、施設の 管理・運営を充実し、市民の求める学習環境を提供します。

(2) 図書館資料等の充実

「鎌倉市図書館ビジョン」及び「鎌倉市図書館サービス計画」に基づき、 市民の暮らしと学びを支える多種多様な資料を収集、整理、保存、提供します。ユニバーサルデザイン化を進め、だれにでも使いやすい学習環境の 充実に努めます。地域資料を通して歴史ある鎌倉の魅力を発信し、まちの 記憶の保存庫として郷土学習を応援します。

(3) 博物館等の機能の充実

鎌倉国宝館、鎌倉歴史文化交流館を核として、市内に点在する歴史的遺産、文化的遺産を適切に保存し、積極的に活用するため、社寺・市民・関係団体等と協力、連携して鎌倉の地域全体を博物館と捉えるエコミュージアム8を構築します。その中で、子どもや地域住民の学びについて検討します。

(4) スポーツ機会の充実

子どもから高齢者まで、あらゆる市民が自発的・主体的にスポーツに親しめるよう、参加の促進、スポーツ施設の整備、各種スポーツ団体や民間企業との連携の促進、スポーツ活動情報の提供など、活動の支援体制の強化を図ります。

^{*【}エコミュージアム Ecomuseum】エコロジー(生態学)とミュージアム(博物館)とをつなぎあわせた造語。1960年代後半に国際博物館会議(ICOM)の初代ディレクターであるアンリ・リヴィエールによって提唱され、地域に点在する歴史、文化、自然、産業等の遺産を現地において保存・管理し、その全体をミュージアムと捉えるもの。行政と地域住民が力を合わせ、その地域で受け継がれてきた自然や文化、生活様式を含めた環境を持続可能な方法で研究・保存・展示・活用することによって地域を見直し、地域社会の発展に寄与することを目指している。

◆施策の方針3◆

世界に誇る歴史的遺産と豊かな自然を活用した学習環境を整備します。

◆現状と課題◆

鎌倉は日本を代表する歴史的遺産を有するまちであり、多数の社寺をは じめ、中世以来の都市構造、切通、やぐらなどの土木遺構が数多く残されて います。市域全体の7割が国等指定史跡や埋蔵文化財包蔵地となっており、 考古学的遺産の宝庫でもあります。

また、海や三方の山、川、そこに生息する生き物など豊かな自然環境は、 生きた教育資源として次世代に残していかなければならないもので、これ らは文化財保護法や古都保存法などによって守られています。

本市では、歴史的・文化的遺産を守るため、それらの遺産に対する理解を 深める場として、鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館を運営しています。鎌倉 国宝館では、社寺等から寄託された国宝や重要文化財等を保存し、公開活用 しています。また、鎌倉歴史文化交流館には、市内の施設になかった鎌倉の 通史や文化が学べること、鎌倉で発掘された出土品を展示することで、本市 の魅力を広く発信する役割が期待されています。

◆施策の方向◆

(1) 貴重な歴史的遺産を生かした学習環境の充実

鎌倉には、社寺、切通、やぐらなど数多くの文化財や歴史的遺産が所在しており、それらを活用する学びの宝庫となっています。このような学習環境を充実させるため、エコミュージアムの考え方を導入し、その構築に向けた取組みを進めていきます。

(2) 自然とふれあい、自然から学ぶことのできる学習環境の創出

豊かな自然環境の保全に努め、森林、河川、海浜などを活用した、自然体験活動、環境学習、スポーツの振興などに結びつけます。

◆施策の方針4◆

学習成果を生かし、地域の文化を高め、市民が主体の個性あるまちづくりを推進します。

◆現状と課題◆

誰もが生涯を通じて学んでいくことは、生きがいにもつながり望ましいことです。市民一人ひとりがこれまで培ってきた知識や技術、技能を通して学び合い、主体的に地域社会の発展に役立てていくことによって、人と人との交流が生まれ、地域の活性化につながっていくことになります。

教育基本法でも、生涯学習の成果を適切に生かすことのできる社会の実 現が図られなければならないとうたわれています。

しかし、平成 30 年(2018 年) $6 \sim 7$ 月に内閣府が実施した「生涯学習に関する世論調査」では、学習成果を自分の人生や仕事、家庭に生かしていることが多い反面、地域や社会で生かしている割合は少ないという結果が表れています。本市においても、基本計画でも課題となっているように、生涯学習を支える人材は多くいるものの、十分に活用できている状況とは言えません。

◆施策の方向◆

(1) ボランティア活動の促進と支援体制の整備

ボランティア活動を通して、自己の新しい能力を見出すとともに、自己 開発につなげることが期待できます。また、生涯学習の成果としての知識 や技術をボランティア活動に生かしていくことには意義があります。そ こで、ボランティア団体の活動を促進し、支援する体制の整備に努めます。

(2) 学習成果を活用した地域活動・社会参加の促進

市民一人ひとりが学習成果を生かすことができる場の充実を図るとと もに、学習成果が適切に評価され、活用につながっていく環境づくりを進 めます。

(3) 様々な市民活動の啓発

市民のニーズが多様化、複雑化する中で、公益的な活動を行う多くのNPO団体やボランティア団体などが定着しています。社会の発展を支えていく担い手として、また、学習成果を生かし社会に貢献していくことのできる場として、様々な市民活動を総合的に啓発します。

(4) 誰もが気軽に学習交流できる条件の整備

高齢者や障がい者、幼児を抱える親など、誰もが気軽に学習活動に参加 し、学習交流ができる条件整備に努めます。

◆施策の方針5◆

今日的課題に取組む学習活動を支援し、幅広く多様な学習機会の提供を 図ります。

◆現状と課題◆

人々のライフスタイルの変化や社会構造の変化などに伴い、地球温暖化、 少子高齢化、情報格差⁹、新たな感染症の影響による新しい生活様式への取 組みなど今日的課題が生じています。これら多種多様で困難な課題を解決 していくためには、市民一人ひとりが課題に目を向け、自分自身の課題とし て意識を持ち、取組んでいくことが必要です。

中でも、海外につながりのある人や障がいを持つ人、社会的に孤立しがちな人など困難を抱える人々への支援は、社会全体で取組むべき課題とされ、平成27年(2015年)に国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)では、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性10のある社会の実現が掲げられています。

そのためには、地域に根付いている市民の力や地域の力を生かしていくことも重要となります。市民、NPO、企業、教育機関など、様々な関係者との共創関係を築いていくことによって、学習体制の充実を図っていくことが肝要です。

^{9【}情報格差 Digital Divide】インターネットなどの情報通信技術 (ICT) やスマートフォンなど のデジタル機器を持つ人と持たない人の間にできる格差。

^{10【}包摂性】すべての人々を社会の一員として受入れ、支え合う様。

◆施策の方向◆

(1) 今日的課題に対応した学習機会の提供

現代社会の中で生きていく上で直面する様々な問題は、環境、教育、文化、人権、経済、労働、人口、医療、地域、資源、安全、食料など多岐に及んでいます。社会の一員として、これらに関心を持ち、解決に取組むべき課題として捉えた適切な学習の機会を提供します。

私たちは、これまで経験したことのない感染症の流行によって生活様式が大きく変わってきています。職場や家庭、教育現場においては、ICT¹¹を活用したオンライン化¹²やリモート¹³が急速に導入されています。これらの導入及び活用にあたっては、使いやすく、そして誰一人取り残されないため、ICTに対する苦手意識解消に向け、市民団体や民間の持つ情報やノウハウを共有し、連携した学習機会の提供について検討します。

(2) 生き方に対する学びの支援

人生 100 年を前提とした人生設計を行う必要が生じている中、健康で生きがいを持って暮らせるように、生きづらさを持つ若年層への多様な学びの機会や、ライフステージ等に対応したリカレント教育¹⁴に関する情報収集・提供など様々な学習ニーズに応えていきます。

(3) 様々な社会的要請に対応した学習環境づくり

社会の変化が著しい時代において、取組むべき課題は、刻々と変わっていきます。そのような課題を的確に掘り起こし、解決していくために、新たな知識の取得や、すべての人が生涯学び続けることができる学習環境を作ります。

^{11【}ICT(情報通信技術)Information and Communication Technology】インターネットなどの情報通信技術。

^{12【}オンライン化】インターネットなどの回線を通じて繋がること。場所などに縛られず、コンピューターがネットワークで他のコンピューターと繋がって、業務が行える状態になること。

^{13【}リモート Remote】遠隔の意味。リモート学習は、対面でなくオンラインを活用し、遠隔で行う学習のこと。

^{14【}リカレント教育】義務教育の終了後または基礎教育の終了後、高等教育機関で組織的に行われる社会人対象の講座や研修。

<u>資料</u>

改正

昭和27年10月31日条例第34号 昭和31年9月1日条例第26号 昭和32年4月1日条例第5号 昭和34年8月15日条例第11号 平成26年3月31日条例第34号

鎌倉市社会教育委員条例を、ここに公布する。

鎌倉市社会教育委員条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第18条 の規定に基づき、鎌倉市社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他必要な事項を 定めるものとする。

(設置)

- 第2条 法第15条の規定により、本市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。 (委嘱の基準)
- 第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者 並びに学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(定数)

第4条 委員の定数は、10人とする。

(任期)

- 第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 特別の事由があるときは、教育委員会は、前項の規定にかかわらず委員を解嘱することができる。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委任)
- 第6条 この条例に定めるもののほか、会議その他運営について必要な事項は、教育委員 会が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 鎌倉市社会教育法施行条例(昭和25年条例第70号)は、廃止する。

附 則 (昭和27年10月31日条例第34号)

この条例は、昭和27年11月1日から施行する。

附 則 (昭和31年9月1日条例第26号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和32年4月1日条例第5号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。(以下略)

附 則 (昭和34年8月15日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(費用弁償に関する措置)

2 この条例施行前に、改正前の条例第5条第1項の規定に基いて、昭和34年5月1日以降この条例の施行の日の前までの期間に支払われた社会教育委員の費用弁償は、鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(昭和34年条例第12号)の規定による報酬の内払とみなす。

付 則 (平成26年3月31日条例第34号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

昭和27年7月10日告示第34号

改正

昭和27年11月1日教育委員会告示第1号

平成3年3月11日教育委員会告示第15号 平成31年3月29日教育委員会告示第20号

鎌倉市社会教育委員会議規程を、次のように定める。

鎌倉市社会教育委員会議規程

(この規程の目的)

第1条 この規程は、鎌倉市社会教育委員条例(昭和27年7月条例第16号)第6条の規定 に基づいて、鎌倉市社会教育委員(以下「委員」という。)の会議について必要な事項 を定めることを目的とする。

(会議の招集)

- 第2条 会議は、教育委員会が招集する。
- 2 会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は年4回、臨時会は必要に応じてこれを招集 する。
- 3 会議に付議すべき事項は、あらかじめ委員に通知しなければならない。但し、緊急や むをえない場合はこの限りでない。

(議事)

第3条 会議は、委員の過半数の出席により成立し、その議事は、出席委員の過半数をもって決する。但し、可否が同数であるときは、議長が決する。

(議長及び副議長)

- 第4条 会議運営のため、委員の互選により議長1名、副議長1名を置く。
- 2 議長は、会議を主宰する。
- 3 副議長は、議長事故あるときにその職務を代理する。

(関係職員)

第5条 関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(小委員会)

- 第6条 議長は、必要に応じ、小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会に属すべき委員は、議長が指名する。

3 小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する委員のうちから議長が指名する。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和27年11月1日教委告示第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則 (平成3年3月11日教委告示第15号)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

付 則(平成31年3月29日教委告示第20号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

鎌倉市社会教育委員名簿

(敬省略)

役職	小委員会 委員	氏 名	職業•役職	選出区分	備考
議長		ost Askis 蛭田 道春	大正大学名誉教授	学識経験者	
副議長	長 ○ 製本 加菜		鎌倉女子大学教授	学識経験者	
	0	Libert DAC 下山 浩子	鎌倉市青少年指導員連絡協議会 会長 神奈川県社会教育委員連絡協議 会理事(平成29年度(2017年度)~)	社会教育	
		しまだ まさき 島田 正樹	鎌倉市体育協会 理事長	社会教育	
		こんどう ようこ 近藤 陽子	鎌倉市PTA連絡協議会 会計	社会教育	~令和2年(2020年) 6月30日
		やまだみどり山田緑	鎌倉市PTA連絡協議会 会計	江云	令和2年(2020年) 7月1日~
		やまもと ひろこ 山本 弘子	鎌倉市PTA連絡協議会副会長	社会教育	~令和2年(2020年) 6月30日
		^{すぎの} 杉野 いづみ	鎌倉市PTA連絡協議会 書記	江云	令和2年(2020年) 7月1日~
		^{なかい} 中井 まゆみ	鎌倉市文化協会 理事	社会教育	~令和2年(2020年) 6月30日
		髙橋 禮子	鎌倉市文化協会 副理事長	仁云	令和2年(2020年) 7月1日~
	0	n L n たかこ 石井 孝子	公認心理師、臨床心理士	家庭教育	
		しげた ひろし 重田 宏	神奈川県立 鎌倉高等学校長	学 坛华本	~令和2年(2020年) 3月31日
		とだ Lupう 戸田 崇	神奈川県立 鎌倉高等学校長	学校教育	令和2年(2020年) 7月1日~
	0	さかい やすお 坂井 泰雄	鎌倉市立 富士塚小学校長	学校教育	~令和2年(2020年) 6月30日
		やがみ ようすけ 八神 陽介	鎌倉市立 玉縄小学校長	十汉叙目	令和2年(2020年) 7月1日~

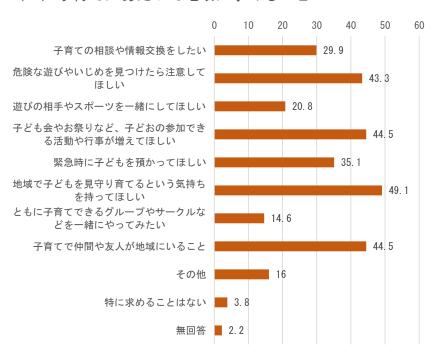
鎌倉市生涯学習プラン策定の経過

開催日	会議名	議事
令和元年(2019年) 5月30日	令和元年度 第1回社会教育委員会議定例会	小委員会委員の設置、委員の選定 協議の進め方について確認
令和元年(2019年) 7月18日	社会教育委員会議小委員会 ①	第4次基本計画、公共施設再編計画との 関連について課題点の整理
令和元年(2019年) 8月16日	第2回社会教育委員会議定例会	小委員会 ①での報告を受け、整合性、施 策の方針、方向についての整理
令和元年(2019年) 10月21日	社会教育委員会議小委員会 ②	施策の方針についての検討
令和元年(2019年) 11月25日	第3回社会教育委員会議定例会	小委員会 ②での施策の方針についての検 討結果を受け協議
令和元年(2019年) 12月26日	社会教育委員会議小委員会 ③	施策の方向についての検討
令和2年(2020年) 1月27日	第4回社会教育委員会議定例会	小委員会 ②での施策の方向についての検 討結果を受け協議 施策の方針、施策の方向について決定
令和2年(2020年) 8月3日	令和2年度 第1回社会教育委員会議定例会	プラン(素案)内容についての協議①
令和2年(2020年) 9月29日	第2回社会教育委員会議定例会	プラン (素案) 内容についての協議②
令和2年(2020年) 11月20日	第3回社会教育委員会議定例会	プラン(素案)内容についての検討③ 意見公募(パブリックコメント)の提 出案決定
令和2年(2020年) 12月16日	鎌倉市教育委員会12月定例会	意見公募(パブリックコメント)の実施 について報告
令和3年(2021年) 1月4日~2月2日	意見公募(パブリックコメン ト)の実施	
令和3年(2021年) 3月8日	第4回社会教育委員会議定例会 (書面会議開催)	意見公募(パブリックコメント)結果 から修正 プラン(案)の内容決定
令和3年(2021年) 3月22日	鎌倉市教育委員会3月臨時会	プラン(案)報告

^{*}令和3年(2021年)3月31日 教育長決裁を経てプラン確定

[参考:施策の方針1関連資料]

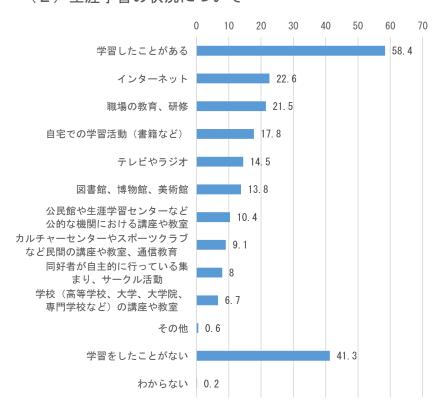
(1) 子育てにあたって地域に求めること



(出典:平成31年度3月鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの改訂に向けた調査結果報告書)

[参考:施策の方針4関連資料]

(2) 生涯学習の状況について



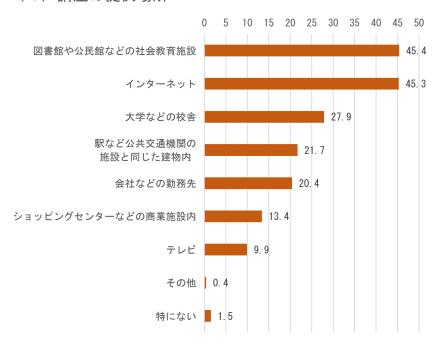
(出典:平成30年7月内閣府政府広報室「生涯学習に関する世論調査」の概要)

(3) 学習をした理由



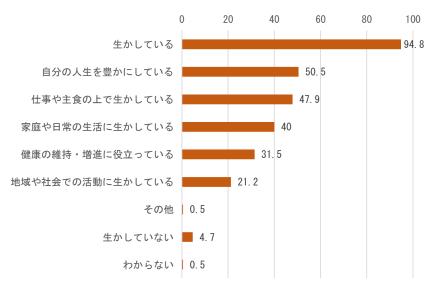
(出典:平成30年7月内閣府政府広報室「生涯学習に関する世論調査」の概要)

(4) 講座の提供場所



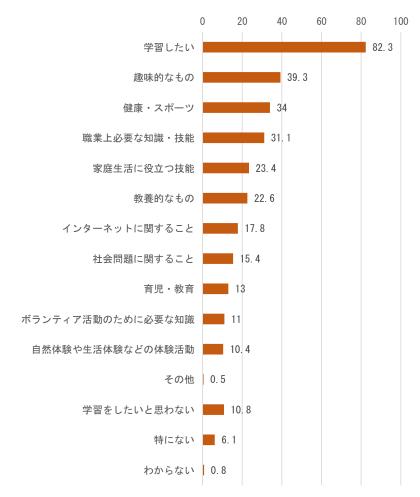
(出典:平成30年7月内閣府政府広報室「生涯学習に関する世論調査」の概要)

(5) 学習成果の活用状況



(出典:平成30年7月内閣府政府広報室「生涯学習に関する世論調査」の概要)

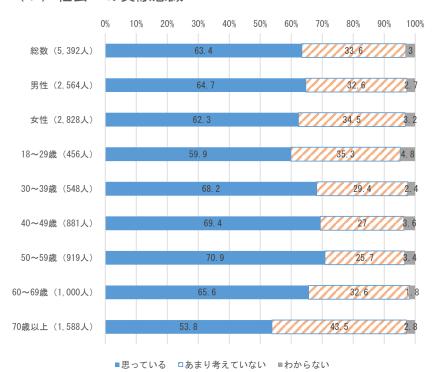
(6) 今後学習したい内容



(出典:平成30年7月内閣府政府広報室「生涯学習に関する世論調査」の概要)

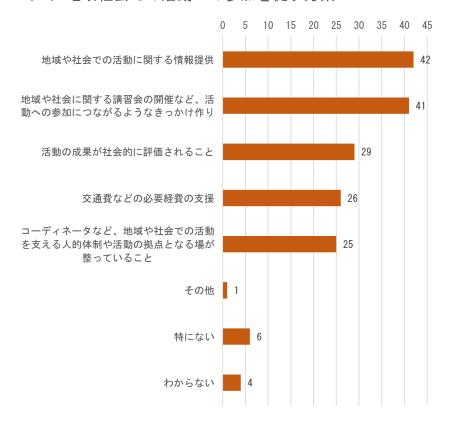
[参考:施策の方針5関連資料]

(7) 社会への貢献意識



(出典:令和2年3月内閣府政府広報室「社会意識に関する世論調査」の概要)

(8) 地域社会での活動への参加を促す方策



(出典:平成30年7月内閣府政府広報室「生涯学習に関する世論調査」の概要)

(9) 社会への貢献内容



(出典:令和2年3月内閣府政府広報室「社会意識に関する世論調査」の概要)

「第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」について

「第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」を令和2年9月にとりまとめました。

第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(概要)

多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育 ~命を守り、誰一人として取り残すことのない社会の実現へ~

1. 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

社会的包摂の実現

- ・地域の多様な人たちが相互に理解し合い共生できる環境をつくっていく上で、社会教育は極めて重要な役割を果たすこと が期待されている。
- ・様々な理由で困難を抱える人たちに対し、知識や技能を習得する機会を充実するなど、社会教育における学習機会の拡充 が重要。

人生100年時代と生涯学習・社会教育

・マルチステージの人生においては、必要な時に必要な学びを通じ成長し、心身の健康を保持しながら活動できることが求められる。また、職場や職種の転換を経験する機会も増える可能性が高まるため、必要な資質・能力等を更新できる学びの場が重要。

Society 5.0に向けたこれからの生涯学習・社会教育

- ・時間的・空間的な制約を超えた学びなど、新しい技術を活用した様々な学びの在り方が可能になる。⇒新しい技術を活用した学びの利点を最大限生かし、取組を更に充実・発展していくことが求められる。
- ・ICT機器を利用できる者とできない者の格差(デジタル・ディバイド)の解消は、住民の安全や命を守ることにもつながる。

地域活性化の推進

・地域における豊かな学びを推進するためには、多様な主体が連携・協働し共に学び合うことが求められる。

子供・若者の地域・社会への主体的な参画と多世代交流の推進

・子供・若者が地域の課題解決に主体的に関わることは、主権者意識の涵養にも資するものであり、よりよい社会を創っていく資質・能力を育む上で重要。社会教育・学校教育という区分を超えて充実を図るべき。

2. 新しい時代の生涯学習・社会教育の広がりと充実に向けて

新しい時代の学びの在り方

- ・いわゆる講義形式で知識をインプットする「学び」だけでなく、疑問を持ち、課題を見つけ、考えを発信し、他者と共に考え、 新たな考えを創造するといったことも「学び」の重要な要素となる。
- ・様々な背景を有する多様な世代の人たちがつながり、共に学び合うことにより、新たなアイデアが生まれ課題解決につながることや、他者を理解し、受け入れ、共生する社会の実現につながることが期待される。
- ・新しい技術を活用した「オンラインによる学び」と「対面による学び」の組合せで学びが更に豊かなものになる。

「命を守る」生涯学習・社会教育

- ・新型コロナウイルス感染症や自然災害などの課題に対し、必要な知識を得たり課題解決に向けて共に学び合ったりする機会の充実は、あらゆる人々の「命を守る」ことに直結する。
- ・「誰一人として取り残さない」包摂的な社会の実現のため、様々な人たちに必要な学びの機会を設けることが重要。 ⇒学びを通じて人々の生命や生活を守る「命を守る」生涯学習・社会教育という視点が今後ますます重要。

推進のための方策

①学びの活動をコーディネートする人材の育成・活用

- ・社会教育士の取組事例や成果を具体的に紹介し、多様な場での活躍を促進していくこと。
- ・多様な人材が社会教育主事講習を受講できるよう、オンライン等による受講機会の確保などの条件整備が求められる。

②新しい技術を活用した「つながり」の拡大

- ・ MOOC や放送大学などの積極的な活用をこれまで以上に推進していくこと。
- ・社会教育施設におけるICT環境の整備推進のため、既存財源の活用や企業との協同等の創意工夫を凝らした取組を促進すること。
- ・デジタル・ディバイド防止のため、社会教育施設等でのICTリテラシーを身に付ける学習機会を充実すること。

③学びと活動の循環・拡大

- ・生涯学習の分野におけるICT等を活用した学習履歴の可視化について推進方策を検討すること。
- ・より多くの人たちが自主的に学びの活動に参画するような工夫として、ボランティア活動をポイント化し、それを地域での購買や学校等への寄附に利用できるようにする取組といった特色のある取組を推進していくこと。

4個人の成長と社会の発展につながるリカレント教育の推進

- ・大学や専門学校等と産業界が連携した実践的な教育プログラムを開発・拡充すること。
- ・大学や専門学校等における遠隔授業のリカレント教育への活用を積極的に推進すること。

⑤各地の優れた取組の支援と全国展開

・先進的な事例等のわかりやすい形での情報提供や、関係者がノウハウ等を共有する機会を充実すること。

「議論の整理」を踏まえた地域における学びの姿(イメージ)

多様で豊かな学びやつながりによる生涯学習や社会教育の取組を通じて、 人々の命を守り、誰一人として取り残すことなく生きがいを感じることのできる 包括的な社会の実現を目指します。

地域課題・ニーズに応じた多様な学びの活動を実施

学びの活動の例

「命を守る」生涯学習・社会教育

自然災害等から 命を守ることに つながる学び

防災等に必要な知識を 得て、課題解決に向け 共に学び合う。

社会的包摂に向けた 学び

様々な理由で困難を抱え る人たちへの学びの機会 を福祉部局や民間団体等 と連携し確保する。

デジタル・ディバイド 解消に向けた学び

ICTに関するリテラシーを 身に付けることができる機 会を企業等とも連携し確保 する。

子供・若者の 地域・社会参画

子供・若者が地域課題 解決に主体的に取り組 む機会を設ける。

地域課題解決に向けた「豊かな学びの姿」を実現

様々な背景を有する 多様な世代の人々の参画

共に学びあうことで、新たなアイデアが生まれ 課題解決へ

他者を理解し受け入れ共生する社会の実現へ

多様な主体の連携・協働 首長 産業界

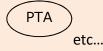
部局

大学

学校

高校

NPO



参画を促進

連携・協働 社会教育主事・社会教育士

学びの活動をコーディネート

効果的な学びを企画・実施

「ICT」と「対面」の効果的な組み合わせ

ICTの活用により、多様な交流や人と人とのつながりを広げ、 更に豊かな学びへ

命を守り、誰一人として取り残すことのない社会 の実現へ

「議論の整理」3つのキーワードと実践事例

1 「命を守る」生涯学習・社会教育

- ☞新型コロナウイルス感染症や自然災害などの課題に対し、必要な知識を得たり課題解決に向けて 共に学び合ったりする機会の充実は、あらゆる人々の「命を守る」ことに直結。
- ☞「誰一人として取り残さない」包摂的な社会の実現のため、様々な人たちに必要な学びの機会を 設けることが重要。
- ☞学びを通じて人々の生命や生活を守る「命を守る」生涯学習・社会教育という視点が今後ますます重要。

事例1 県立学校における防災型コミュニティ・スクールの推進

(熊本県)

事例2 障害の有無を問わず市民が共に学び会う場

(くぬぎカレッジ)

(東京都国分寺市)

事例3 社会的困難を抱える若者の自立に向けた学びの場

(高知県)



2 ICT活用、デジタル・ディバイド解消

- ☞ 新しい技術を活用した「オンラインによる学び」と「対面による学び」の組合せにより、多様な 交流や人と人とのつながりを広げる可能性があるなど、学びが更に豊かなものに。
- ☞インターネットが生活のオプションから、生きていくための情報を得る命綱にもなりえる時代において、ICT機器を利用できる者とできない者の格差(デジタル・ディバイド)の解消は、住民の安全や命を守ることにもつながる。

事例4 公民館職員手作りによるオンライン講座の開催

(福井県高浜町和田公民館)

企業との連携によるシニア向けスマートフォン講座の開催

(静岡県裾野市生涯学習センター)



3 子供・若者の地域・社会への主体的な参画

事例 5

☞子供・若者が地域の課題解決に主体的に関わることは、主権者意識の涵養にも資するものであり、よりよい社会を創っていく資質・能力を育む上で重要。

社会教育・学校教育という区分を超えて充実を図るべき。

事例 6 「ひとが育つまち益田」の実現を目指した ライフキャリア教育 (島根県益田市)

鎌倉市生涯学習プラン

令和 3 年(2021 年) 3 月 鎌倉市教育委員会教育部教育総務課 〒248-0006 鎌倉市小町一丁目 10 番 5 号 ℡ 0467-25-2030/Fax 0467-22-1428 http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gakusyuc/plan_iken_end.html

E-mail:gakushuc@city.kamakura.kanagawa.jp